

第1章

安心して暮らせる 社会の実現を目指す

- 1 狭あい道路の解消と土地家屋調査士
- 2 不動産の相続（相続登記の申請の義務化、
相続土地国庫帰属制度等）に関する大変革と
所有者不明土地問題に向き合う土地家屋調査士
- 3 災害と向き合う土地家屋調査士
- 4 土地家屋調査士制度の啓発活動

1 狭あい道路の解消と土地家屋調査士

幅員 4 メートル未満の狭あい道路（※1）は介護車両や緊急車両の進入を妨げるだけでなく、日常の交通や登下校にも影響を及ぼしている。さらに、災害時にはその影響は甚大である。また、空き家の増加を招く要因の一つともなっている。

我が国の住宅総数のうち、約 30% が狭あい道路に接続しているという調査結果（※2）も示されており、狭あい道路解消は、防災・減災、国民生活の安心・安全の観点から喫緊の課題といえる。

しかし、多くの地方自治体では、限られた財源や他の多くの対応すべき事業から、全国的には必ずしも十分な取組がなされていない現状にある。（※3）

このような折、令和 6 年 3 月に国土交通省において、これらの諸課題に対応し、地方公共団体の参考に供するガイドラインが示された。これにより、狭あい道路解消に大きな一歩が踏み出されることが期待できる。

日調連においては、本年をこの問題の解消に具体的に取り組む元年として位置付けている。地球規模で掲げられている持続可能な開発目標（SDGs）のうち、「目標 11・住み続けられるまちづくりを（包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する）」を指針として活動を展開している。社会貢献活動として、土地家屋調査士の経験と能力、特性を活かした方策を提言し、実行することにより、地域互助と地域防災という形で国民生活の安心、安全に寄与することとしている。

その第一歩として、土地家屋調査士会に係る関連団体と共催し、法務省、国土交通省、総務省、兵庫県のご後援のもと、令和 5 年 10 月 24 日、兵庫県神戸市において「狭あい道路解消シンポジウム ～広がる道路 広がる安心～」と題し、この問題への取組に関心を持っていたきたい議員及び行政の担当者の参加を呼び掛けてシンポジウムを開催した。

同シンポジウムでは事例紹介やご講演をいただきながら、参加者への情報提供の場とし、この問題の解消を訴え掛けることに加え、この問題への取組の象徴として、「狭あい道路解消促進宣言」を発信した。

（※1）狭あい道路とは

都市計画区域内にある建築物の敷地は、原則として幅員 4m 以上の道路に 2m 以上接するよう、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）で定められている。

昔から、幅員が 4m 未満の道沿いに立ち並んだ建築物の救済措置として、基準時以前から建物の立ち並びがあり、幅員 1.8m 以上 4m 未満の道で、行政が指定した道を「狭あい道路」（建築基準法第 42 条第 2 項の道路・みなし道路）と呼んでいる。

（※2）住宅土地統計調査（総務省統計局）より

（※3）狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集（令和 2 年 7 月 国土交通省住宅局市街地建築課）中、第 1 章 狭あい道路の拡幅整備に係る実態の中で、令和元年 5・6 月に国土交通省において実施した、「狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査」に関する調査対象 令和元年度に狭あい道路整備等促進事業の活用を予定している地方公共団体（283 団体）に対して、政府統計の総合窓口（e-stat.go.jp）において公開されている「市区町村数を調べる」の項目を上記実態調査当時の日本国内の地方公共団体数を検索したところ、1724 団体であったことから日調連独自の分析を行ったものである。

● 狭あい道路解消シンポジウム（日調連主催）

自治体の長及び担当の方、
副会議員、常会議員、市町議会議員の方へ

狭あい道路とは、
4m未満の狭い道路

広がる道路
広がる安心

狭あい道路解消シンポジウム

入場無料
要申込み

2023年
令和5年 10月24日 [火]
13:00～17:00

神戸文化ホール 中ホール
〒650-0017 兵庫県神戸市中央区楠町4丁目2-2

主催 日本土地家屋調査士会連合会
共催 全国土地家屋調査士政治連盟
全国公共職労土地家屋調査士協会連絡協議会
日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会
兵庫県土地家屋調査士会
兵庫県土地家屋調査士政治連盟
公設社団法人兵庫県公共職労土地家屋調査士協会
後援 明石市 淡路市 国土地交通省 兵庫県

詳しい内容・申込方法は裏面へ！

狭あい道路解消促進宣言

私たち土地家屋調査士は、国民の安全な日常生活を支え、SDGs において掲げられた「住み続けられる街づくり」を実現するため、狭あい道路の解消に努め、国民の生活の向上と安心・安全に寄与します。

- 1 不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家である私たち土地家屋調査士は、その有する知見を活かして、自治体と連携して狭あい道路の解消に努めます。
- 2 狭あい道路を解消するための統一的な制度・基準の策定及び財源の確保に貢献します。

私たち土地家屋調査士は、ここに狭あい道路解消に向かって進むことを宣言します。

令和5年10月24日

日本土地家屋調査士会連合会



● 国土交通省資料から（一部抜粋）

狭あい道路対策
に関するガイドライン

国土交通省 住宅局
令和6年3月

はじめに

◆◆◆ 狭あい道路整備の必要性 ◆◆◆

建築基準法においては、市街地環境等の確保を図る観点から都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地は原則として幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならないこととされています。一方で、建築基準法の施行に伴う既成環境として、幅員4m未満の狭い道路が指定されたものについても、いわゆる2項道路として建築基準法上の道路と位置づけられました。2項道路については、沿道建築物の更新時にセットバックすることで所定の幅員を確保するものとされていますが、更新の停滞等により4mの幅員が確保されない、いわゆる「狭あい道路」として存在することとなっています。

狭あい道路及びその周辺においては、災害時の避難路等としての防災上の課題、当該道路に面した建築物が倒壊する日射や通風の発生上の課題等が発生しうるため、平成20年には建築基準法施行規則を改正し、指定道路図や指定道路調査書の整備に係る規定を追加することで、狭あい道路対策にも資する道路情報の整備を促進しています。また、令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画においては、新たに狭あい道路対策に係る目標が位置づけられました。狭あい道路の整備の推進は、安全で良好な環境を形成する上で引き続き重要な課題であり、SDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の達成にも寄与するものです。

※都市域に準い無秩序に形成された住宅市街地における狭あい道路等の現状分析を行い、防災・まちづくり部局等と連携し重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を推進

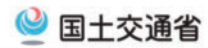
◆◆◆ 本ガイドラインの目的 ◆◆◆

本ガイドラインは、狭あい道路の解消に向けた制度の構築や、事業の実施の望ましいあり方、先進的な事例を示すことにより、これまで狭あい道路解消に向けた取組を実施したことのない地方公共団体（建築基準法に基づく特定行政庁ではない市町村を含みます。以下同じ。）における取組の開始や、すでに着手されている地方公共団体の取組のさらなる推進や好事例の模倣を図ることを目的としています。

なお、ガイドラインのうち道路情報の整備については、特定行政庁において実施されるものであることから、特定行政庁が都道府県である場合には、市町村に対して適切な情報提供を行うなど、連携して狭あい道路の整備を進めていく必要があります。

建築基準法の道路関係規定の運用については、建築基準法道路関係規定運用指針（平成21年1月改定）として示されていますので、参考としてください。

狭あい道路情報整備モデル事業(令和6年度予算創設)



重点路線を指定し、整備方針を策定するために要する調査や普及啓発等に対し支援を行う。
【ハード整備につながる各種ソフト費用を支援し、その成果を横展開することで狭あい道路解消の加速化を図る】

重点路線のイメージ

地域の実情に応じて、緊急時の避難・救助や日常の通行の安全性の確保に資する以下のような路線を指定することを想定

- 拡幅することで緊急車両の通行や停車可能スペースへの通り抜けが可能となる(救急車までの担架での行き来や消防車からのホース運搬が容易になる)路線
- ゴミ収集車や福祉車両が通常走行する路線



消防車



ゴミ収集車



介護車両

通り抜けが困難な様子(狭あい道路イメージ画像 杉並区HPより)

事業フロー例

- 1 密集市街地に限らず、防災性向上の観点から対象地域を設定(設定例)。
・ 防災まちづくりに関する計画等に沿って重点的に整備を行う地区
・ 接道不良な木造住宅が比較的多いなど、災害時の円滑な避難等に支障のある道路(重点路線)
- 2 実態把握やGIS等を用いた情報分析の結果を踏まえて地方公共団体が方針を策定
- 3 方針の実践に向け、専門家等の派遣により、地権者等の地域住民に働きかけ

狭あい道路整備等促進事業の活用等により拡幅

補助対象 ①②方針策定に係る実態把握調査や情報分析・検討等に要する費用
③地域コミュニティとの交渉・調整に係る専門家やコンサル派遣費用

補助要件 ○ 指定道路図及び指定道路調書をすでに作成・公表していること。
○ 地域の実情に応じて重点路線(重点的に拡幅等整備を行う路線)を指定し、整備方針を策定したうえで、これらを公表すること。

補助内容 地方公共団体が行う取組を定額で支援

事業期限 令和8年3月31日(2年間)

狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集

令和2年7月

国土交通省住宅局市街地建築課

狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集

目次

はじめに 本事例集の趣旨・目的	1
第1章 狭あい道路の拡幅整備に係る実態	3
(1)「狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査」の概要	3
(2)「狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査」の結果	4
第2章 狭あい道路解消のための取組事例	13
(1) 義務ではない喉元敷地の拡幅による狭あい道路の解消—津市	15
(2) 自治会との協力によって、地域から要望のあった箇所の狭あい道路を解消—津市	17
(3) 建築用地に連絡する用地で事業を実施する場合にも助成金を活用し、画一的に拡幅—浜田市	19
(4) 狭あい道路連絡的整備等促進のための助成金による連絡的な狭あい道路の拡幅—世田谷区	21
(5) 地域のつながりの中で事業の周知が図られ連続した敷地で事業を実施—津市	23
(6) 狭あい道路を全て拡幅するまでの措置として、車のすれ違い待避スペースを整備—市川市	25
(7) 後退用地における無償使用契約を締結し、所有権は民のままで、行政が管理—世田谷区	28
(8) 後退用地を自主管理する場合に、「自主管理後退抗」を設置—岡崎市	30
(9) 密集市街地内に狭あい道路整備対象地区を設定し、重点的に事業を展開—府中町	33
(10) 条例を定め、拡幅整備を加速化する取組を実施—杉並区	35
(11) 狭あい道路拡幅整備進捗管理表によって狭あい道路の事業進捗を管理—静岡市	37
(12) 事業PR活動として広報動画を作成—岡崎市	38
第3章 「狭あい道路整備等促進事業」の制度導入事例	40

2

不動産の相続（相続登記の申請の義務化、相続土地国庫帰属制度等）に関する大変革と所有者不明土地問題に向き合う土地家屋調査士

土地の所有権の登記名義人について、住所の変更の登記がされていないことや相続があったにもかかわらず相続登記がされていないことなどにより、登記記録から直ちに所有者を特定することができない土地が存在する。これらは「所有者不明土地」と呼ばれる。

特に平成 23 年東北地方太平洋沖地震による震災復興事業では、この問題が事業の円滑な推進を阻害した。その解決、すなわち事業を行おうとする土地の所有者の特定には、非常に多くの労力と時間を必要とした。これを契機として、所有者不明土地問題は、わが国の社会問題として大きく取り上げられ、その解消と予防は、国の重要施策となった。

法務省関係の施策では、まず令和元年に、登記されている表題部所有者の記録が正常でない土地について、当該土地の登記と管理の適正化を図るため、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」（令和元年法律第 15 号）が制定された。続いて、令和 3 年には所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の両面から民事法制の見直しが行われ、「民法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 24 号）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和 3 年法律第 25 号）が整備された。これらの施策の中でも国民から注目され、また、土地家屋調査士が特に関わるべきものと考えるのが、相続登記の申請の義務化、所有者不明土地等の管理制度及び相続土地国庫帰属制度である。

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する業務及び筆界を明らかにする業務の専門家として所有者不明土地の解消の重要性を再認識するとともに、これらの新たな施策や制度をよく理解し対応する能力を身に付け、国民のためにその能力を発揮することが求められている。

以下は、前述の施策についての概要と関連資料である。

なお、本記事に関連する法務省において公開している資料は、法務省ウェブサイト内に公開されている。（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00499.html）



また、日調連における所有者不明土地問題・空き家問題等の主な取組の概要については、日調連ウェブサイト内に掲載している。（<https://www.chosashi.or.jp/activities/akiya/>）



1 相続登記の申請の義務化と土地家屋調査士（令和 6 年 4 月 1 日施行）

令和 3 年の「民法等の一部を改正する法律」による不動産登記法の一部改正により、相続登記の申請が義務化された。

所有権の登記名義人について、相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から 3 年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない（遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者も同様とする。）（改正不登法 76 条の 2 第 1 項）とされ、またこの規定による義務の履行をしたものとみなす規律として、相続人である旨の申出等に関する規定（改正不登法 76 条の 3）が定められた。

今回の相続登記の申請の義務化は、「所有権の登記名義人」の相続が開始した場合に限定されており、表題部所有者や表題登記がない不動産の所有権者には適用されない。しかし、本改正以前から、例えば、表題登記がない不動産の所有権を取得した者は、所有権を取得した日から 1 月以内に、表題登記を申請しなければならないという、不動産の表題登記等に申請義務があることには変わりはない。実務で散見されるが、自宅を建てる際に建物を担保として金融機関から融資を受ける必要がない場合などは、表題登記を申請しないケースもあり、表題登記に申請義務があることが市民に理解されているとは言い難い。

土地家屋調査士としては、相続登記の申請の義務化により、相続登記への市民の関心が高まるこの機会に、

表示に関する登記においても申請義務がある手続のあることを広く周知していくことも求められるだろう。

また、土地家屋調査士は、依頼人の所有する土地の境界を確認するために隣接する土地の所有者等と関わる機会が多く、依頼人以外から相続登記の申請の義務化について質問を受けることも少なくない。今回の改正をしっかりと理解して、制度の概要を説明できるようにしておくことが必要である。さらに令和8年4月からは、所有権の登記名義人の住所等変更登記の申請の義務化が施行されるので、このことについてもよく理解しておく必要がある。

これらの登記申請の義務化によって、所有権の登記名義人の表示が正しく記録されるようになり所有者不明土地の解消が進めば、土地家屋調査士が日常業務において多くの時間と労力を費やしている所有者の探索が円滑になることが期待される。

法務省においては、これら一連の法律概要や制度をパンフレット資料や前述の同省内のサイトなどで詳しく丁寧に説明している。

なお、P19は、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」による全国の所有者等探索委員の資料（令和6年1月1日現在）である。

●所有者等探索委員として活躍している土地家屋調査士

(令和6年1月1日現在)

都道府県	任 命			指 定		
	土地家屋調査士	土地家屋調査士以外の資格者・その他	合計	土地家屋調査士	土地家屋調査士以外の資格者・その他	合計
北海道	24	9	33	9	0	9
青森県	12	8	20	35	0	35
岩手県	14	7	21	10	0	10
宮城県	13	10	23	7	0	7
秋田県	14	9	23	6	1	7
山形県	30	6	36	21	1	22
福島県	24	7	31	13	0	13
茨城県	31	10	41	8	1	9
栃木県	23	10	33	11	0	11
群馬県	16	2	18	16	0	16
埼玉県	17	10	27	6	1	7
千葉県	31	15	46	18	2	20
東京都	22	10	32	19	0	19
神奈川県	34	6	40	25	0	25
新潟県	18	0	18	18	0	18
富山県	10	10	20	10	1	11
石川県	22	10	32	3	0	3
福井県	34	10	44	4	0	4
山梨県	10	10	20	6	0	6
長野県	34	6	40	4	0	4
岐阜県	26	3	29	16	0	16
静岡県	30	3	33	13	0	13
愛知県	35	10	45	19	2	21
三重県	12	6	18	12	0	12
滋賀県	17	0	17	10	0	10
京都府	18	9	27	11	5	16
大阪府	21	12	33	4	3	7
兵庫県	11	16	27	4	3	7
奈良県	16	5	21	15	0	15
和歌山県	13	9	22	9	4	13
鳥取県	10	7	17	10	1	11
島根県	12	10	22	9	0	9
岡山県	20	6	26	20	0	20
広島県	21	6	27	19	0	19
山口県	16	5	21	15	1	16
徳島県	15	4	19	0	0	0
香川県	16	6	22	10	0	10
愛媛県	18	10	28	16	1	17
高知県	15	8	23	7	0	7
福岡県	39	3	42	28	3	31
佐賀県	16	9	25	16	7	23
長崎県	29	4	33	13	0	13
熊本県	21	7	28	16	3	19
大分県	22	4	26	12	1	13
宮崎県	16	9	25	2	0	2
鹿児島県	14	8	22	7	3	10
沖縄県	22	6	28	14	0	14
合計	954	350	1,304	576	44	620

* 所有者等探索委員は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第9条の規定により、法務局又は地方法務局長が任命し、登記官は、第3条1項の探索を行う場合において必要があると認めるときは、所有者等探索委員に必要な調査をさせることができるものとされ、調査を行うべき所有者等探索委員は、法務局又は地方法務局長が指定する（第11条1項、2項）ものとされている。
本統計は、法務省民事局民事第二課のご協力により提供いただいたものを加工し、前述の「任命」と「指定」それぞれについて、各都道府県別に土地家屋調査士と他の資格者とに分類したものを掲載した。

2 土地利用に関する民法のルールの見直し（令和5年4月1日施行）

令和3年の「民法等の一部を改正する法律」による民法の一部改正により、主に、相隣関係、共有、財産管理、相続（遺産分割）の各制度についての改正がされた。特に財産管理制度の見直しにおいて、土地又は建物の管理に特化した、所有者不明土地・建物管理制度及び管理不全土地・建物管理制度が創設されたことは、土地家屋調査士にとっても大きな変革であるといえることができる。

従前の財産管理制度（不在者財産管理制度及び相続財産管理制度）は、不在者又は被相続人の財産全部（不動産、預貯金、有価証券、負債等）について管理をするものであり、特定の不動産のみを対象として管理することはできなかった。対して、新たに創設された「所有者不明土地・建物管理制度及び管理不全土地・建物管理制度」は、従来の財産管理制度とは異なり、特定の土地又は建物を対象として管理をするものである。

土地家屋調査士業務との関係では、主に所有者不明土地管理制度を利用して所有者不明土地等との境界確認等の業務を行うことが考えられることから、土地家屋調査士は、本制度を上手に活用できるよう、よく理解しておくことが大切である。

また、土地家屋調査士は、これらの新しい管理制度における管理人として活躍できる場面も想定されることから、日調連では財産管理人養成講座を実施（令和4年度は1,335名の土地家屋調査士が受講を修了）するとともに、管理人への土地家屋調査士の活用を促すため、関係機関へ働きかけを行っている。

法務省においては、これら一連の制度の概要をパンフレット資料や前述の同省ウェブサイトなどで詳しく丁寧に説明している。

3 相続土地国庫帰属法（令和5年4月27日施行）と土地家屋調査士

「遠くに住んでいて利用する予定がなく管理も難しい」、「近隣に迷惑が掛からないように管理をしなければならないが、負担が大きい」といった理由により、相続した土地を手放したいというニーズの高まりを受け、令和3年の「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」により「相続土地国庫帰属制度」が創設された。

本制度は、土地の管理がされないまま放置されると、将来、「所有者不明土地」を発生させる要因となることから、その発生を予防し、土地の管理不全を防止するため、相続又は相続人に対する遺贈（以下、「相続等」という。）により土地の所有権を取得した者に対して、一定の要件を満たした場合に、当該土地を手放して国庫に帰属させることを認めるものである。

相続土地国庫帰属の承認申請は、相続等によって土地の所有権（共有持分含む）を取得した者（共有の場合は、共有者の全員）本人がしなければならないが、任意代理人による承認申請手続は認められていない。ただし、承認申請書の作成代行は可能であり、業務として行える資格者は、弁護士、司法書士及び行政書士とされている。土地家屋調査士は、業務として、承認申請書類の作成代行は行えないものの、申請に係る土地の位置や境界が不明確である場合などには、その相談を受けることができる。土地家屋調査士は、筆界の専門家として、土地の所在や境界に関する専門的な知見を有することから、本制度の円滑な実施に寄与するため、積極的な関与をすることが必要である。

なお、法務省においては、相続土地国庫帰属制度に関する統計を、同省ウェブサイト内に公開している。
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00579.html)（令和6年4月1日現在）



● 関係法律等

空家等対策の推進に関する特別措置法【抜粋】

(平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

空家等対策の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議

(参議院本会議 平成 26 年 11 月 19 日)

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。
右決議する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法【抜粋】

(平成 30 年法律第 49 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。

土地基本法【抜粋】

(平成元年法律第 84 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに土地所有者等、国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、土地が有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良好な環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理並びにこれらを促進するための土地の取引の円滑化及び適正な地価の形成に関する施策を総合的に推進し、もって地域の活性化及び安全で持続可能な社会の形成を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律【抜粋、一部略】

(令和元年法律第15号)

(目的)

第1条 この法律は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部所有者不明土地の所有者等の探索及び当該探索の結果に基づく表題部所有者の登記並びに所有者等特定不能土地及び特定社团等帰属土地の管理に関する措置を講ずることにより、表題部所有者不明土地に係る権利関係の明確化及びその適正な利用を促進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「表題部所有者不明土地」とは、所有権（その共有持分を含む。次項において同じ。）の登記がない一筆の土地のうち、表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないもの（国、地方公共団体その他法務省令で定める者が所有していることが登記記録上明らかであるものを除く。）をいう。

2～5 略

(所有者等探索委員)

第9条 法務局及び地方法務局に、第3条第1項の探索のために必要な調査をさせ、登記官に意見を提出させるため、所有者等探索委員若干人を置く。

2 所有者等探索委員は、前項の職務を行うのに必要な知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局長が任命する。

3～5 略

(所有者等探索委員による調査等)

第11条 登記官は、第3条第1項の探索を行う場合において、必要があると認めるときは、所有者等探索委員に必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により調査を行うべき所有者等探索委員は、法務局又は地方法務局長が指定する。

3 法務局又は地方法務局長は、その職員に、第1項の調査を補助させることができる。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律【抜粋、一部略】

(令和3年法律第25号、令和5年4月27日施行)

(目的)

第1条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地（相当な努力を払ってもなおその所有者の全部又は一部を確認することができない土地をいう。）が増加していることに鑑み、相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）（以下「相続等」という。）により土地の所有権又は共有持分を取得した者等がその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設し、もって所有者不明土地の発生を抑制を図ることを目的とする。

(承認申請)

第2条 土地の所有者（相続等によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に限る。）は、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を申請することができる。

2 土地が数人の共有に属する場合には、前項の規定による承認の申請（以下「承認申請」という。）は、共有者の全員が共同して行うときに限り、することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、その有する共有持分の全部を相続等以外の原因により取得した共有者であっても、相続等により共有持分の全部又は一部を取得した共有者と共同して、承認申請をすることができる。

3 承認申請は、その土地が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、することができない。

(1)～(4) 略

(5) 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

3 災害と向き合う土地家屋調査士

災害大国の日本。

地理的要因ゆえに日本列島では昔から数々の災害が記録されている。

阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、大阪北部地震など、大規模な地震が繰り返し発生しており、最も記憶に新しいものでは令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震であろう。

地震だけではなく、広島県、岡山県を中心とした西日本豪雨、2年連続で熊本県を襲った水害、かつて経験したことのないような台風被害に見舞われた千葉県、自然災害と人的要因が絡み合った静岡県熱海の土砂災害なども甚大な被害をもたらし、国民生活に重大な影響を及ぼしている。これらの被害に遭われた方々については心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興を祈念するものである。

日調連では、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として平成9年に「災害対策本部」を設置した。この措置は、被災した土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会員の業務上の遅延等により依頼者への迷惑を防ぐ為である。さらに地域住民の要望に応えられる土地家屋調査士事務所の早期復旧、維持を図るための「大規模災害対策基金」(P103 参照)を開設し、土地家屋調査士会又は土地家屋調査士会員から随時募金等を受け付けている。

また、大規模災害対策又は復興支援に対して、大規模災害復興支援対策本部を設置し、土地家屋調査士が保有している土地・建物に関する専門的知見を最大限に活用し、被災者・被災地の早期復興の実現に向け、組織が一丸となって様々な角度から活動している。例えば東日本大震災では、主に、1) 被災地における被害状況の情報収集 2) 物的、金銭的支援 3) 国や関係省庁からの関係情報の迅速な伝達 4) 災害に対する政策提言・要望 5) 被災地土地家屋調査士会との連携や現地での協議 6) 登記、測量、地図作成等の分野における復旧・復興に関する業務受託に関する折衝等を組織的に行ってきた。一方、被災地の土地家屋調査士会では、主に 1) 現地対策本部の立ち上げ 2) 被災者相談窓口の開設（他業界との連携の場合もある） 3) 登記、測量、地図作成等の分野における復旧・復興に関する業務受託 4) 被災地と自治体との連携等様々な面で迅速、的確な対応に努めている。また、今後発生が想定される首都直下型地震や南海トラフ地震などに備え、日調連や全国の土地家屋調査士会では、過去の実験を風化させないための取組も行っている。

● 日調連災害対策本部における記録

※土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会員からの被災報告があり、義援金等の支給を行った自然災害を主に記載。(令和6年4月1日現在)

■平成23年

【東日本大震災】(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震) 平成23年3月11日午後2時46分発生
宮城県牡鹿半島の東南東沖を震源とし、マグニチュード9.0、最大震度7を観測

宮城会、福島会、岩手会、茨城会、千葉会(現地対策本部運営費として)

宮城会会員42名、福島会会員68名、岩手会会員15名、茨城会会員50名、千葉会会員26名

【平成23年7月新潟・福島豪雨】平成23年7月26日からの豪雨

新潟会会員6名

【台風第12号】平成23年8月25日発生(9月3日上陸)

山梨会会員1名、兵庫会会員7名、静岡会会員7名、和歌山会会員4名、愛知会会員1名、

三重会会員1名

■平成24年

【九州豪雨】平成24年7月3日及び11日からの豪雨

福岡会会員3名

■平成25年

【竜巻被害】平成25年9月3日発生

埼玉会会員1名

■平成26年

【台風第11号】平成26年7月29日発生(8月10日上陸)

徳島会会員2名

【平成26年8月豪雨】※平成26年7月30日から8月26日にかけての豪雨

災害平成26年8月16日からの豪雨

京都会会員7名

■平成27年

【平成27年関東・東北豪雨】平成27年9月9日からの豪雨

埼玉会会員3名、茨城会会員8名

■平成28年

【平成28年熊本地震】平成28年4月14日(前震)、16日(本震)発生

熊本県熊本地方を震源とし、マグニチュード6.5、最大震度7(前震)、マグニチュード7.3、最大震度7(本震)を観測

熊本会、大分会(現地対策本部運営費として)

熊本会会員47名、大分会会員3名

【台風第10号】平成28年8月21日発生(8月30日上陸)

岩手会会員2名、札幌会会員1名

【鳥取県中部地震】平成28年10月21日発生

鳥取県中部を震源とし、マグニチュード6.6、最大震度6弱を観測

鳥取会会員1名

■平成29年

【平成29年7月九州北部豪雨】平成29年7月5日からの豪雨

福岡会会員2名

【台風第18号】平成29年9月9日発生(9月17日上陸)

山口会会員 1 名、大分会会員 2 名、香川会会員 1 名

【台風第 21 号】平成 29 年 10 月 16 日発生（10 月 23 日上陸）

奈良会会員 1 名、和歌山会会員 4 名、岐阜会会員 1 名

■平成 30 年

【大阪府北部地震】平成 30 年 6 月 18 日発生

大阪府北部を震源とし、マグニチュード 6.1、最大震度 6 弱を観測

大阪会（現地対策本部運営費として）

大阪会会員 17 名、京都会会員 1 名

【平成 30 年 7 月豪雨】平成 30 年 6 月 28 日からの豪雨

広島会、岡山会、愛媛会（現地対策本部運営費として）

愛知会会員 5 名、山口会会員 2 名、広島会会員 10 名、岡山会会員 8 名、愛媛会会員 5 名

【台風第 21 号】平成 30 年 8 月 28 日（9 月 4 日上陸）

大阪会会員 5 名、和歌山会会員 4 名、愛知会会員 3 名、石川会会員 1 名

【北海道胆振東部地震】平成 30 年 9 月 6 日発生

北海道胆振地方中東部を震源とし、マグニチュード 6.7、最大震度 7 を観測

札幌会（現地対策本部運営費として）

札幌会会員 2 名

【台風第 24 号】平成 30 年 9 月 21 日発生（9 月 30 日上陸）

宮崎会会員 2 名

■令和元年

【8 月の前線に伴う大雨】令和元年 8 月 27 日からの豪雨

佐賀会会員 1 名

【令和元年房総半島台風（台風第 15 号）】令和元年 9 月 5 日発生（9 月 9 日上陸）

千葉会（現地対策本部運営費として）

神奈川会会員 3 名、千葉会会員 23 名、栃木会会員 1 名

【令和元年東日本台風（台風第 19 号）】令和元年 10 月 6 日発生（10 月 12 日上陸）

神奈川会（現地対策本部運営費として）

東京会会員 1 名、埼玉会会員 1 名、千葉会会員 2 名、静岡会会員 1 名、長野会会員 7 名、

宮城会会員 4 名、福島会会員 11 名

■令和 2 年

【令和 2 年 7 月豪雨】令和 2 年 7 月 3 日からの豪雨

熊本会（現地対策本部運営費として）

福岡会会員 3 名、熊本会会員 4 名

【台風第 10 号】令和 2 年 9 月 1 日発生（9 月 6 日から 7 日にかけて接近）

福岡会会員 2 名

■令和 3 年

【福島県沖地震】令和 3 年 2 月 13 日発生

福島県沖を震源とし、マグニチュード 7.3、最大震度 6 強を観測

宮城会会員 3 名

【令和 3 年 7 月 1 日豪雨】令和 3 年 7 月 1 日からの大雨

島根会会員 1 名

【令和 3 年 8 月 11 日豪雨】令和 3 年 8 月 11 日からの大雨

東京会会員 1 名

【令和 3 年台風第 16 号】令和 3 年 9 月 23 日発生

千葉会会員 1 名

■令和 4 年

【福島県沖地震】令和 4 年 3 月 16 日発生

福島県沖を震源とし、マグニチュード 7.4、最大震度 6 強を観測

宮城会会員 2 名

【令和 4 年 7 月 14 日豪雨】令和 4 年 7 月 14 日からの大雨

宮城会会員 1 名

【令和 4 年 8 月 3 日豪雨】令和 4 年 8 月 3 日からの大雨

石川会会員 1 名

【令和 4 年台風第 14 号】令和 4 年 9 月 14 日発生（9 月 18 日上陸）

宮崎会会員 1 名

【令和 4 年台風第 15 号】令和 4 年 9 月 23 日発生

静岡会会員 1 名

■令和 5 年

【令和 5 年台風第 2 号】令和 5 年 5 月 20 日発生

埼玉会会員 2 名、和歌山会会員 1 名、山口会会員 1 名、福岡会会員 3 名、秋田会会員 1 名

【令和 5 年台風第 13 号】令和 5 年 9 月 5 日発生

千葉会会員 1 名

■令和 6 年

【令和 6 年能登半島地震】令和 6 年 1 月 1 日発生

能登地方を震源とし、マグニチュード 7.6、最大震度 7 を観測

石川会（現地対策本部運営費として）

富山会（現地対策本部運営費として）

石川会会員 1 名

● 日調連会報「土地家屋調査士」掲載の近年の災害関連記事及び土地家屋調査士会作成の主な震災記録集

日調連会報「土地家屋調査士」掲載

(日調連会報バックナンバー <https://www.chosashi.or.jp/activities/publications/backnumber/>)



・岐阜県土地家屋調査士会	御嶽山噴火	2015 年 5 月号
・鹿児島県土地家屋調査士会	桜島研究のボランティア	2015 年 8 月号
・茨城土地家屋調査士会	関東・東北豪雨災害における常総市への対応について	2016 年 2 月号
・愛知県土地家屋調査士会	名古屋市との災害協定の締結	2016 年 5 月号
・長崎県土地家屋調査士会	社会的共通資本としての土地家屋調査士制度とその役割	2016 年 6 月号
・(公社) 宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	協会設立 30 周年記念講演～復興から未来へまちづくり～	2016 年 7 月号
・静岡県土地家屋調査士会	海拔表示板設置事業によせて	2016 年 7 月号
・静岡県土地家屋調査士会	災害と土地家屋調査士【静岡会の対応】	2016 年 9 月号
・熊本県土地家屋調査士会	熊本地震における熊本会の取組	2017 年 4 月号
・宮城県土地家屋調査士会	宮城の現状	2017 年 5 月号
・岩手県土地家屋調査士会	東日本大震災から 6 年、岩手の復興の現状と土地家屋調査士	2017 年 6 月号
・千葉県土地家屋調査士会	令和元年台風 15 号、19 号及び 21 号豪雨における千葉会の対応について	2020 年 10 月号
・大阪土地家屋調査士会	震災を経験して	2021 年 2 月号
・兵庫県土地家屋調査士会	阪神・淡路大震災 被災経験からの教訓 「忘れない、伝える、活かす、備える」	2021 年 2 月号
・岩手県土地家屋調査士会	明日への希望と使命	2021 年 3 月号
・宮城県土地家屋調査士会	東日本大震災から 10 年の年を迎えて	2021 年 3 月号
・福島県土地家屋調査士会	被災後の復旧・復興、現状報告	2021 年 3 月号
・熊本県土地家屋調査士会	熊本地震から 5 年 被災後の復旧・復興、現状報告	2021 年 4 月号
・静岡県土地家屋調査士会	静岡県熱海市 伊豆山土砂災害	2022 年 5 月号

土地家屋調査士会作成の主な震災記録集

・兵庫県土地家屋調査士会発行	震災から復興への記録 〈土地家屋調査士の活動と地元復興への足跡〉	1998 年 1 月
・宮城・福島・岩手各県土地家屋調査士会共同発行	東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故記録誌 明日に向かって	2014 年 6 月
・日本土地家屋調査士会連合会発行	東日本大震災 ～土地家屋調査士 3.11 の軌跡～	2015 年 3 月
・熊本県土地家屋調査士会発行	平成 28 年熊本地震記録誌 2016 熊本地震 それぞれの未来(あした)へ	2019 年 1 月

● 土地家屋調査士会等^(*)が結んでいる防災協定の締結先

令和5年11月1日現在

	締結先
北海道	北海道、札幌市、旭川市
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	秋田県（災害発生時における復興支援に関する協定）
山形県	新庄市、米沢市、山形市、酒田市、三川町、南陽市、鶴岡市、戸沢村、飯豊町、川西町、村山市、寒河江市、上山市、天童市、山辺町、河北町、最上町
福島県	福島市、郡山市、会津若松市、喜多方市、会津美里町、棚倉町
茨城県	茨城県、結城市、常総市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、城里町、東海村、大子町、阿見町、河内町、八千代町、利根町
栃木県	
群馬県	
埼玉県	埼玉県、さいたま市、所沢市、川口市、坂戸市、ふじみ野市、秩父市、加須市、戸田市、鴻巣市、羽生市、東松山市、三郷市、蕨市、熊谷市、深谷市、行田市、吉川市、川越市、本庄市、久喜市、狭山市、入間市、草加市、新座市、飯能市、鶴ヶ島市、春日部市、越生町、小鹿野町、皆野町、横瀬町、長瀬町、寄居町、三芳町、毛呂山町、鳩山町、神川町、美里町、上里町、川島町、宮代町、杉戸町
千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、長生村
東京都	東京都、葛飾区、大田区、台東区、豊島区、清瀬市、日野市
神奈川県	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
新潟県	新潟県、新潟市、長岡市、上越市、（県、市とも災害支援協定）
富山県	射水市、魚津市、富山市
石川県	石川県（土業団体協議会）、金沢市
福井県	福井市、坂井市、敦賀市、越前市、鯖江市
山梨県	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、北杜市、山梨市、笛吹市、甲州市、富士吉田市、昭和町、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、早川町、西桂町、富士河口湖町、道志村、小菅村、丹波山村、山中湖村、忍野村、鳴沢村
長野県	長野県、長野地方務局（県及び法務局とも災害時における被災者向けの相談会の開催に関する協定）
岐阜県	岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、東白川村、白川村

	締結先
静岡県	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、静岡地方務局
愛知県	愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲都市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菟野町、朝日町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	滋賀県
京都府	京丹後市
大阪府	大阪市、堺市、吹田市、茨木市、高槻市、枚方市、島本町
兵庫県	
奈良県	奈良県、香芝市、桜井市、天理市、橿原市、大和郡山市、生駒市、上牧町、田原本町、川西町、河合町、平群町、安堵町、斑鳩町、吉野町、三郷町、広陵町、東吉野村
和歌山県	和歌山県
鳥取県	鳥取県
島根県	
岡山県	早島町
広島県	広島県、広島市、呉市、福山市、東広島市
山口県	山口県（山口法律関連士業ネットワークの構成員として）周南市、岩国市、萩市、下関市、下松市
徳島県	徳島県
香川県	善通寺市
愛媛県	松山市、伊予市、東温市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	高知県、高知市、四万十市
福岡県	福岡県、福津市、須恵町、粕屋町
佐賀県	佐賀県（佐賀県専門士業団体連絡協議会の構成員として）
長崎県	長崎県、長崎市、諫早市、島原市、大村市、雲仙市
熊本県	熊本県、熊本市
大分県	大分県
宮崎県	宮崎県
鹿児島県	鹿児島県、鹿児島市、伊佐市、霧島市、始良市、鹿屋市、薩摩川内市、枕崎市、志布志市、指宿市、南さつま市、南九州市、湧水町
沖縄県	那覇市、豊見城市、糸満市、うるま市

* 公嘱協会・支部等が締結主体のものも含む。

4 土地家屋調査士制度の啓発活動

土地家屋調査士を取り巻く関連法律・業務環境は常に変化している。

国民の重要な財産である不動産に関する登記制度の重要な一部を担う土地家屋調査士は、その業務での登記制度の説明を行いながら土地という国家基盤を支える重要な役割を果たしている。

土地家屋調査士制度の広報活動を推進し、後継者の育成や教育活動によって、業界内での専門知識と技術の継承を図り、新たな専門家の育成に努めている。

これらの取り組みは、登記制度の重要性を広く社会に認識させ、登記制度の持続的な発展を支えるための重要な役割を果たしている。

日調連や各土地家屋調査士会では、大学院、大学、高等学校をはじめとする教育機関に対する寄附講座・インターンシップ事業を、自治体や各種団体に向けては相談会やセミナーなどを実施している。

また、各省庁において実施されている「こども霞が関見学デー」における広報活動（P31 参考資料 2）のように、親子を対象にし、広く社会を知る体験活動への理解を深めることを目的としたイベントなどにおいても、クイズや測量体験など趣向を凝らした出し物を通じて土地家屋調査士制度の広報、啓発活動を行っている。

平成 30 年及び令和元年には、クリエイティブ分野に関心の高い学生を中心に、土地家屋調査士を PR する動画を、同じく令和元年にキャッチコピー、令和 3 年にはポスターデザインを一般公募した。入賞・入選作品を日調連ウェブサイトにおいて一般公開し、各土地家屋調査士会が広報活動に利用できる題材として提供するなど土地家屋調査士制度をより身近に感じてもらえるような広報、啓発活動を行った。

また、近年では、Facebook、YouTube、X（旧 Twitter）等を運用しており、土地家屋調査士の魅力の発信をキーワードに様々な情報を届け、啓発活動を行っている。

● 日本土地家屋調査士会連合会 公式 SNS

 / 日本土地家屋調査士会連合会
https://www.youtube.com/user/tochikaokuchosashi/feed 

 / 日本土地家屋調査士会連合会
https://twitter.com/C_rengoukai 

 / 日本土地家屋調査士会連合会
https://www.facebook.com/tochikaokuchosashi 

● 土地家屋調査士による社会教育的活動の実績

平成 22 年 4 月 1 日～令和 5 年 11 月 1 日

都道府県	実施先
北海道 (札幌)	北海学園大学、室蘭工業大学、北海道立夕張高等学校、北海道札幌工業高等学校、札幌理工学院、札幌工科専門学校
北海道 (函館)	
北海道 (旭川)	北星学園大学
北海道 (釧路)	中標津農業高等学校、別海町立中春別中学校
青森県	
岩手県	盛岡市立見前中学校、奥州市立小山中学校
宮城県	聖和学園高等学校、宮城県仙台山高等学校
秋田県	秋田大学
山形県	県立上山明新館高等学校、天童市立天童南部小学校
福島県	県立平工業高等学校、国立福島工業高等専門学校、矢祭町立東館小学校、南相馬市立高平小学校、福島市立南向台小学校、棚倉町立社川小学校
茨城県	県立水戸工業高校、県立下館工業高等学校、県立真壁高等学校、茨城県弁護士会、国土調査茨城県北ブロック事務研究会、(公社) 茨城県宅地建物取引業協会
栃木県	白鴎大学、足利大学、県立那須清峰高等学校、宇都宮地方法務局、(公社) 不動産保証協会栃木県本部
群馬県	群馬県立利根実業高等学校、伊勢崎市立殖蓮中学校、前橋市立総社小学校、(公社) 安中青年会議所、東和銀行
埼玉県	ものづくり大学、埼玉県立春日部工業高等学校、草加市立両新田中学校、幸手市立長倉小学校
千葉県	明海大学、千葉県立柏高等学校、流山市立八木中学校、千葉市立土気南小学校、千葉大学教育学部附属小学校、千葉市立あやめ台小学校、千葉市立あすみが丘小学校、千葉市立千城台北小学校、千葉市立大椎小学校、八街市立八街北小学校、野田市立柳沢小学校、柏市立中原小学校、栄町立布鎌小学校、千葉地方法務局、千葉県宅地建物取引業協会、千葉県弁護士会（司法修習生選択型実務実習）、千葉司法書士会、千葉県行政書士会、佐倉市市民部自治人権推進課、千葉市総務局防災対策課、市川市危機管理室地域防災課、野田市
東京都	明治大学、東洋大学、日本大学、国土建設学院、東京都立田無工業高等学校、東村山市立東村山第一中学校、東村山市立東村山第六中学校、清瀬市立清瀬第五中学校、国立市立国立第三小学校、西東京市立青嵐中学校、府中市立府中第六中学校、府中市立府中第二中学校、府中市立府中第五中学校、府中市立浅間中学校、東久留米市立西中学校、町田市立木曽境川小学校、港区立弁小学校、帝京大学小学校、(公財) 東京税務協会、東日本高速道路株式会社、法務省（中央測量技術講習）、国土交通省国土交通大学
神奈川県	県立小田原城北工業高等学校、県立向の岡工業高等学校、県立神奈川工業高等学校、県立藤沢工科高等学校、県立磯子工業高等学校、川崎市立川崎総合科学高等学校、県立相原高等学校、川崎市立宮前小学校、県下 7 市役所

都道府県	実施先
新潟県	小千谷市高等職業訓練校、長岡市高等職業訓練校、新潟県立新潟工業高等学校、(新潟市西区)小針西地区自由ヶ丘自治会、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部新潟地域会、関東信越税理士会新潟支部連合会税理士スキルアップ特別研修会
富山県	県立桜井高等学校、県立富山工業高等学校、富山市立東部中学校、富山市立桜谷公民館、高岡市立定塚公民館、小矢部市津沢コミュニティプラザ、高岡地区行政相談委員連絡会、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、(一社)富山県不動産鑑定士協会
石川県	金沢市立金石町小学校、金沢市立夕日寺小学校、金沢市立馬場小学校、小松市立安宅小学校、小松市立栗津小学校、珠州市立飯田小学校、珠州市立蛸島小学校、七尾市立東湊小学校、能美市立和気小学校、金沢市立西小学校、名城大学(講師派遣)、石川県司法書士会、石川県宅地建物取引業協会、のど共栄信用金庫
福井県	越前市立南越中学校
山梨県	県立甲府工業高等学校
長野県	国立信州大学経法学部、国立信州大学農学部、国立長野工業高等専門学校、佐久長聖中学校、諏訪市立諏訪南中学校、箕輪町立箕輪中学校、塩尻市立桔梗小学校、エレコム・ロジテックアリーナ(伊那市中学生キャリアフェス)
岐阜県	県立可児工業高等学校、関市立関商工高等学校、瑞浪市立瑞浪南中学校、高山市立南小学校、岐阜市立鶯小学校、高山市立花里小学校、飛騨市立河合小学校、飛騨市立古川西小学校、高山市立国府小学校、大垣市立興文小学校、中津川市立付知南小学校、中津川市立坂下小学校、川辺町立川辺東小学校、下呂市立下呂小学校、可児市久々利公民館、可児市中恵土公民館、川辺町立川辺西小学校、関市立瀬尻小学校、白川村立白川郷学園、大野町立大野小学校、海津市立西江小学校、大垣市立静里小学校、御嵩町立伏見小学校
静岡県	県立浜松工業高等学校、県立浜松南高等学校、県立島田工業高等学校、県立科学技術高等学校、県立沼津工業高等学校、掛川市立北中学校、静岡市立東源台小学校
愛知県	名城大学、県立日進高等学校、春日井市立南条中学校、新城市立新城中学校、岩倉市立岩倉中学校、長久手市立南中学校、東郷町立春木中学校、豊根村立豊根中学校、豊橋市立青陵中学校、豊橋市立福岡小学校、東三河法人会豊橋支部、豊橋ロータリークラブ、田原パシフィックロータリークラブ、渥美ロータリークラブ、愛知教育大学同窓会北設案支部、宅建協会西三河支部
三重県	津田学園高等学校、県立四日市中央工業高等学校、県立津工業高等学校、県立相可高等学校、県立伊勢工業高等学校、紀北町立三船中学校、桑名市立城東小学校、桑名市立多度青葉小学校、桑名市立多度北小学校、桑名市立精義小学校、津市立育生小学校、津市立一身田小学校、亀山市立東小学校、亀山市立神辺小学校、松阪市立香肌小学校
滋賀県	
京都府	京都産業大学、立命館大学、京都府林業大学、京都府立北桑田高等学校
大阪府	近畿大学、関西大学、大阪大学、大阪工業大学、近畿測量専門学校、府立四条畷高等学校、追手門小学校、枚方市立蹊陀東小学校、枚方市立柳葉南小学校、枚方市立春日小学校、枚方市立伊加賀小学校、和泉市立横山小学校
兵庫県	甲南大学、神戸学院大学、神戸大学、県立農業高等学校
奈良県	奈良大学、奈良市立東登美ヶ丘小学校、御所市教育委員会
和歌山県	和歌山大学、みなべ町立南部小学校
鳥取県	国立米子工業高等専門学校、湯梨浜学園中学校、(公社)鳥取県不動産鑑定士協会
島根県	国立松江工業高等専門学校、県立松江農林高等学校、県立邇摩高等学校、松江市立大谷小学校
岡山県	国立大学法人岡山大学、岡山科学技術専門学校、県立岡山工業高等学校、県立水島工業高等学校、県立笠岡工業高等学校、県立新見高等学校、県立高松農業高等学校、県立岡山大安寺中等教育学校、総社市立昭和中学校、高梁市立有漢中学校
広島県	県立広島工業高等学校、広島市立広島中等教育学校、三原市立大和中学校
山口県	県立岩国工業高等学校、県立下関中央工業高等学校、県立宇部西高等学校、県立下関工科高等学校、中国地区用地対策連絡会山口県支部、(公社)全日本不動産協会山口県支部、NPO法人日本FP協会山口支部、山口県土木建築部住宅課
徳島県	徳島大学、阿南工業高等専門学校、阿南市立山口小学校
香川県	香川大学、香川県弁護士会(司法修習生選択型実務実習)
愛媛県	愛媛大学、県立伊予農業高等学校、県立上浮穴高等学校、学校法人河原学園、愛媛県教育委員会、松山財務事務所、愛媛弁護士会(司法修習生選択型実務実習)、伊予銀行、愛媛銀行
高知県	県立高知短期大学
福岡県	西南学院大学
佐賀県	県立唐津工業高校、県立鳥栖工業高校、鳥栖西中学校、産業技術学院
長崎県	県立鹿町工業高等学校、県立北松農業高等学校、県立川棚高等学校、諫早市立小野中学校、島原市立第一中学校、島原市立第二中学校、島原市立三会中学校、五島市立福江小学校、ポリテクセンター長崎(職業訓練支援センター)
熊本県	熊本大学、開新高等学校、菊池市立菊池北中学校、熊本市立春日小学校、熊本市立中島小学校、熊本市立山本小学校、人吉市立人吉東小学校、上天草市立今津小学校、天草市立本渡南小学校、宇城市立小野部田小学校、宇土市立走漏小学校、大津町立大津北小学校、菊池市立戸崎小学校、九州測量専門学校
大分県	大分県立大分工業高等学校、大分市立原川中学校、大分市立野津原小学校、日田市立威宜小学校、臼杵市立市浜小学校、別府市立山の手小学校、宇佐市立四日市南小学校
宮崎県	宮崎県立延岡工業高校、新富町立上新田中学校、宮崎市立大淀小学校、宮崎市立古城小学校、都城市立明道小学校、小林市立栗須小学校、小林市立野尻小学校、三股町立長田小学校
鹿児島県	鹿児島大学、県立伊佐農林高等学校、県立加治木工業高等学校、始良市立錦江小学校、霧島市立国分小学校、鹿児島県弁護士会(司法修習生選択型実務実習)、鹿児島刑務所
沖縄県	沖縄国際大学
連合会	明海大学、国土建設大学校、税務大学校、財務省財務総合政策研究所、法務局・地方法務局(中央測量技術講習)、法務省(子ども露が関見学デー)

● 寄附講座開講状況(令和4年度)

会名	大学・専門学校名	学部・学科	対象学年	開講期間及び講義回数	受講人数	受講者男女比(男:女)	単位付与の有無	単位付与の条件	派遣講師人数
東京会	東洋大学	特殊講義のため指定無し	2~4 学年	秋期・15 回	9 人	7:3	有(2 単位)	試験・レポート・出席	13 人
	明治大学	特殊講義のため指定無し	制限なし	秋期・14 回	受講登録 34 人	7:3	有(2 単位)	試験・レポート・出席	12 人
千葉会	明海大学	不動産学部	2 年次	半期・15 回	116 名	6:4	有(2 単位)	試験・レポート・出席	7 人
長野会	信州大学	農学部	2 学年	1 回	36 人	7:3	無		6 人
	信州大学	経法学部	3 学年	1 回	8 人	7:3	無		3 人
大阪会	近畿大学	法学部	3~4 年次	15 回	120 人程	7:3	有(2 単位)	レポート	13 人
	大阪工業大学	工学部	2 年次	1 回	130 人程	—	無	—	1 人
	大阪大学	法科大学院	大学院生	15 回	11 人	9:1	有(2 単位)	レポート	8 人
京都会	京都産業大学	法学部	2 年次	15 回	31 人	9:1	有(2 単位)	レポート・出席	10 人
	立命館大学	政策科学部	全学年	半期・15 回	202 人	6:4	有(2 単位)	試験・レポート	10 人
和歌山会	和歌山大学	経済学部	3・4 学年	半期・15 回	21 人	7:3	有(2 単位)	試験・レポート・出席	11 人
愛知会	名城大学	法学部	1~4 学年	半期・15 回	48 人	8:2	有(2 単位)	レポート・出席	15 人
岡山会	岡山大学	法学部(他学部可)	3・4 学年	第4 期・15 回	95 人	6:4	有(1 単位)	試験・出席	4 人

会名	大学・専門学校名	学部・学科	対象学年	開講期間及び 講義回数	受講人数	受講者 男女比 (男:女)	単位付与の 有無	単位付与の条件	派遣講師 人数
福岡会	西南学院大学	全学部対象	1・3 学年	後期・14 回	83 人	7:3	有(2 単位)	レポート・出席	13 人
佐賀会	県立産業技術学院	建築技術・設計科	2 年生	1 回	15 人	7:3	無	試験・レポート・出席	6 人
熊本会	熊本大学	法学部	2 年生以上	半期・2 回	50 人	7:3	有(2 単位)	試験	1 人
鹿児島会	鹿児島大学	法文学部	3 学年	1 回	200 人	5:5	不明	レポート	2 人
秋田会	秋田大学	理工学部システムデザイン工 学科土木環境工学コース	3 学年	特別講義 1 回	45 人	9:1	有(1 単位)	レポート	1 人
	秋田大学	理工学部システムデザイン工 学科土木環境工学コース	2 学年	測量学 半期 16 回	48 人	9:1	有(2 単位)	試験・レポート	1 人
	秋田大学	理工学部システムデザイン工 学科土木環境工学コース	2 学年	測量実習 10 回	48 人	9:1	有(1 単位)	レポート・出席	1 人
香川会	香川大学	法学部	3・4 学年	半期・15 回	100 人	6:4	有(2 単位)	レポート	15 人
愛媛会	愛媛大学	法文学部 人文社会学科	3・4 学年	半期・9 回 (全 15 回中 9 回担当)	30 人	6:4	有(2 単位)	試験	1 人 (非常勤講師)

15 会 18 大学、1 職業能力開発校

〈参考資料 1〉

立命館大学（大阪いばらきキャンパス）における講義概要（令和 4 年度）

講義名 「PLC 特殊講義（土地・家屋の調査）、政策科学特殊講義」

対象年次 全学年

履修生 202 名

講義内容

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 第 1 回 ガイダンス | 第 9 回 建物に関する表示の登記（普通建物） |
| 第 2 回 国家基盤たる「表示の登記」の調査実務 | 第 10 回 建物に関する表示の登記（区分建物） |
| 第 3 回 日本の土地制度と歴史的沿革① | 第 11 回 まちづくりにかせない不動産に関連する各種の法律 |
| 第 4 回 日本の土地制度と歴史的沿革② | 第 12 回 立命館大学の不動産 |
| 第 5 回 土地に関する表示の登記 | 第 13 回 境界紛争発生メカニズム |
| 第 6 回 境界論 | 第 14 回 境界紛争の解決手段 |
| 第 7 回 基盤情報の一つである地図とは | 第 15 回 不動産における諸問題と土地家屋調査士 |
| 第 8 回 地籍整備に必要な測量に関する理論と実務 | |



〈参考資料 2〉

こども霞が関見学デー（法務省）における制度広報 （令和 5 年 8 月 2 日、3 日）

対 象 小・中学生・幼児等

参 加 者 1,450 名（法務省の参加者（引率者含む））

- 内 容 ①じめんのボタンをさがそう！スタンプラリー
広場内に設置したじめんのボタン（境界標）を探すスタンプラリー
- ②土地家屋調査士クイズ
土地や建物の写真からその種類を組み合わせるクイズ
- ③パネル展示
土地家屋調査士制度、不動産登記制度、筆界特定制度などの制度広報パネルの展示及び境界標の見本展示
- ④フィールドワーク
家のまわりの「地面のボタン（境界標）」を探してワークシートにボタンの絵と見つけた場所を書いて完成させるイベント



〈参考資料 3〉

(日調連ウェブサイト内 <https://www.chosashi.or.jp/activity/70th/project>)

土地家屋調査士 70 周年記念事業 登記制度創造プロジェクト

目 的 現行の不動産登記制度に縛られず、多目的に利用できる情報（例えば位置情報など）を付加するなどして、将来の登記制度の可能性を考える契機とする。また、行政とも連携して、防災・減災の観点から、貴重な財産である土地・建物が適正かつ安全に地位承継できるよう、加えて、それを支える土地家屋調査士の職能や専門性等を広くアピールする。

事業内容 各土地家屋調査士会が地元にある土地・建物から選定しプロジェクトを行う。
可能であれば土地、建物の表題登記手続等を行う。
各土地家屋調査士会の成果をまとめ、記念誌を編集する。

各土地家屋調査士会におけるプロジェクト一覧

会	タイトル
東 京	GNSS 測量器を用いた電子基準点設置の実証実験、バックバック型 MMS による登記所備付地図作成作業への応用可能性の検討
神奈川	歴史的文化遺跡の原始筆界に基づく境界標設置並びに地図の検討及び地積測量図備付の検討
埼 玉	「土地・建物 Q & A」調査士制度 70 周年記念冊子出版事業
千 葉	公共交通機関への窓上広告掲載による土地家屋調査士制度制定 70 周年記念広報活動 千葉県土地家屋調査士会マスコットキャラクターコンテスト
茨 城	私設電子基準点に基づく土地建物の調査測量プロジェクト
栃 木	DVD 版「表示登記制度の変遷（栃木県版）」の発行 足利学校 VR 事業・建物登記事業 土地家屋調査士制度制定 70 周年記念シンポジウムの実施
静 岡	静岡県境界問題連絡協議会「Web 開催」
山 梨	70 周年記念土地家屋調査士広報活動
長 野	1 級基準点「土地家屋調査士制度発祥の地」の建標
新 潟	不動産登記法第 14 条地図に関するデータの収集および公開
大 阪	土地家屋調査士業務に対する各市との協力体制構築のための働きかけ
京 都	旧京都市会議場 3D スキャンデータの寄贈
兵 庫	日本標準時子午線の可視化
奈 良	測量体験学習 地上絵づくり
滋 賀	地籍セミナー
和歌山	日本最南端友ヶ島子午線塔モニュメント製作
愛 知	地域福利ポケットパーク設置
三 重	建物の登記事項に関する研究
岐 阜	岐阜城の敷地「字天守閣 18 番」の筆界を探せ！
福 井	リモートセンシングデータ等の活用による事前調査の検証 土地家屋調査士の未来に向けての礎を目指す提言
石 川	電子基準点「石川県土地家屋調査士会」への道
富 山	地元新聞に土地家屋調査士制度制定 70 周年記念広告の掲載
広 島	被爆建物「旧広島陸軍被服支廠（ししょう）」の三次元データ作成
山 口	世界文化遺産に登録されている「松下村塾」・「吉田松陰幽囚ノ旧宅」の建物表題登記 山口県の重心点（へそ）の整備
岡 山	岡山城の調査・測量
鳥 取	鳥取砂像プロジェクト
福 岡	法務局備え付け図面から防災図面へ
佐 賀	「市村記念体育館」を 3 次元で測量
長 崎	諫早駅 3 次元（3D）測量
大 分	福澤諭吉旧居を通じて行う土地家屋調査士の社会貢献
熊 本	国指定重要文化財「八千代座」3D スキャンプロジェクト
鹿児島	移転予定の鹿児島地方務局庁舎の 3D 模型作成と未来の建物登記を考える
宮 崎	宮崎県庁の建物表題登記
沖 縄	土地家屋調査士業務における QR コード活用の可能性
宮 城	震災遺構仙台市立荒浜小学校の建物表題登記と 3 次元データ化プロジェクト
福 島	量地三略（りょうちさんりゃく）
山 形	出前授業 in 天童市立天童南部小学校
岩 手	2030 登記情報（表題部）『岩手モデル』の考案
秋 田	記念プロジェクト 1・2・3
青 森	土地家屋調査士による森林ドローン空撮～森林環境譲与税の使途への一助～
札 幌	メディア特番「ここから〇〇です」
函 館	登録有形文化財 斉藤家住宅（旧盛田家住宅）主屋のデータ作成
旭 川	旧旭川偕行社 3D スキャン作業
釧 路	釧路市の旧五十嵐家の登記・測量プロジェクト
香 川	防災情報（浸水被害）を付加した建物図面・各階平面図の作成
徳 島	建物登記情報を防災に役立てる
高 知	高知市役所新庁舎落成に伴う表題登記の寄附登記申請
愛 媛	愛媛県庁の登記